

第 15 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 9月27日(金) 15時30分～16時11分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名
日程第2		議席の指定
日程第3		部会委員の指名
日程第4	報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第5	報告第2号	農地法第4条の規定による許可報告の件
日程第6	報告第3号	農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第7	報告第4号	農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第8	報告第5号	農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第9	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第10	議案第2号	農地法第3条の規定による許可の件
日程第11	議案第3号	農地法第5条の規定による許可の件
日程第12	議案第4号	農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第13	議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第14	議案第6号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第15	議案第7号	現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

なし

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

1 7 番 横溝 勲 2 番 平林 浩哉

●傍聴人

1 名

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、17番 横溝委員、2番 平林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 議席の指定

○議長(島部会長) 日程第2 議席の指定を行います。9月25日付けで、新たに芽室町農業委員になりました堀井委員の議席を決めたいと思います。芽室町農業委員会会議規則第7条第2項に「欠員、補充等により新たに就任した委員の議席は、議長が定める。」また、芽室町農業委員会会議規則運用規程第6条に「欠員、補充等により任命された委員の議席は前任者の議席をあてることを例とする。」とあります。これらの規定により、私の方で議席の指定をしたいと思います。堀井和宏委員の議席番号は、15番とします。以上で日程第2を終わります。

●日程第3 部会委員の指名

○議長(島部会長) 日程第3 部会委員の指名を行います。引き続き、堀井委員の所属部会を決めたいと思います。芽室町農業委員会会議規則第7条第2項に「部会委員は、会長が指名する。」とされています。従いまして、私の方から部会委員を指名したいと思います。堀井和宏委員を農政部会委員に指名いたします。以上で日程第3を終わります。

●日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計6筆、公募・現況地目とも畑、合計面積111,866㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第5 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第5 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件を

議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積494.03㎡です。本申請は、農業用格納施設及び作業場の設置（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年9月6日付で許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第6 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積703.99㎡です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年9月6日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積11,792㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年8月26日に許可しています。

【番号3番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,560㎡です。本申請は、土砂採取及び起伏調整（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年8月26日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第7 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 報告第4号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、松久現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。9月13日の15時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部会長、道下委員、横溝委員、そして私松久、事務局

から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番、番号2番について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、松久現地調査委員長より報告がありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第8 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 報告第5号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、中捨あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○3番(中捨委員) 3番中捨です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。9月17日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、嶋崎委員、野澤委員、盛田委員、高橋委員、そして私中捨、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号6番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、中捨あっせん委員長より説明のありました報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生8線、公簿・現況地目とも畑、面積43,815㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年9月1日となっております。詳細については、議案書をご

覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） 最初に、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生8線、公簿・現況地目とも畑、面積43,815㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○7番（山川委員） 7番山川です。申請地は、新生8線3号に接した農地です。譲受人が所有する農地に囲まれ、譲受人住宅にも接しており、現在は賃貸で耕作されています。譲受人は、営農歴31年、現在は子夫婦も就農し、地域を牽引する経営者であることから、問題のない案件とされます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,153㎡です。本申請は、代物弁済となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より

現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、本人から話を伺いました。本申請は、法人解散に伴い、法人から個人への代物弁済となります。譲受人は、営農歴44年であり、問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町上伏古11線外合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積342,554㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○7番（山川委員） 7番山川です。本申請は、譲渡人から後継者への贈与です。申請地は、坂の上11線に接した14号から16号にかけての農地です。譲受人は、結婚を機に就農、18年間営農し、堅実な後継者であるため、問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南11線、公簿・現況地目とも畑、面積2,160㎡です。本申請は、哺育育成牛舎等の設置のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、8月29日開催の第14

回農業委員会総会において、ご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

●日程第12 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,337㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地調査を行いました。申請地は、市街地から約4km、西士狩地区の農地です。これまでも基盤整備のため、砂利採取を継続的に行っていることから、問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第13 議案5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願い

します。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線、公簿・現況地目とも畑、面積2,438㎡です。格納庫の移設及び作業場の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、本人から話を伺いました。申請地は、祥栄から西へ約4kmです。もともと格納庫は、申請地から5km程離れた場所にあり、時間と利便性を考え、移設を検討していました。敷地内に、移設地を確保できないことから、本申請地の選定となり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号36番から整理番号41番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号36番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積39,817㎡を賃貸借するものです。

【整理番号37番】土地の所在は、芽室町北伏古南7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積36,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号38番】土地の所在は、芽室町北伏古南7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合

計面積 47,635㎡を賃貸借するものです。

【整理番号 39番】土地の所在は、芽室町北伏古南 8線外合計 2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積 26,773㎡を賃貸借するものです。

【整理番号 40番】土地の所在は、芽室町東芽室南 5線、公簿・現況地目とも畑、面積 19,471㎡を賃貸借するものです。

【整理番号 41番】土地の所在は、芽室町東芽室南 6線、公簿・現況地目とも畑、面積 49,228㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号 36番から整理番号 41番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号 36番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 36番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号 37番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 37番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号 38番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 38番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号 39番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 39番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号 40番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 40番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号 41番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号 41番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第 6号を終わります。

○議長（島部会長） 次に、日程第15 議案第7号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第7号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求めらる。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計2筆、公簿地目は畑、合計面積は5,366㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、松久現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○10番（松久委員） 10番松久です。9月13日の15時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部会長、道下委員、横溝委員、そして私松久、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第15回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時11分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 9月 27日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員